

答申第 1173 号

諮問第 1831 号

件名：PTA についての会計担当者への会計をお願いする文書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、委任者（PTA 会長）の氏名を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 1 月 17 日付けで行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 30 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県立半田農業高等学校（以下「半田農業高等学校」という。）PTA 会計等の処理に関する権限を同校学校長に委任することについて、同校が取得した文書である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 半田農業高等学校 PTA は、同校の生徒の保護者を構成員とする任意団体であり、PTA 会長は、PTA に参加する保護者の中から自薦若しくは他薦により選出される。委任者（PTA 会長）は、保護者であることから、その氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 半田農業高等学校のホームページには、PTA に関するページがあるが、当該ページにおいて、同校の PTA 会長を含めた PTA 役員の氏名は公開されておらず、その他、学外に向けて公開される機会もないことから、委任者（PTA 会長）の氏名は、一般に公表される取扱いではなく、慣行として公

にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

ウ 審査請求人は、PTA 会長は準公的な立場であると主張しているが、同人は上記アのとおり PTA に参加する保護者の中から選出され、同号ただし書ハに規定する「公務員等」ではないことから、委任者（PTA 会長）の氏名は、同号ただし書ハには該当しない。

エ 委任者（PTA 会長）の氏名は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴う事務又は事業の相手方ではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

オ 以上のことから、委任者（PTA 会長）の氏名は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、名古屋市教育委員会の開示状況や PTA 会長への委任に係る事務への要望等を述べているが、委任者（PTA 会長）の氏名は、条例第 7 条第 2 号に該当するとの判断に影響はない。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、半田農業高等学校の PTA 会計等の処理に関する権限を同校学校長に委任することについて、同校が取得した文書であると認められる。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、委任者（PTA 会長）の氏名（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求める旨を主張していることから、本件不開示部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

当審査会において本件不開示部分を見分したところ、個人の氏名が記載されており、当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

実施機関によれば、半田農業高等学校のホームページには、PTA に関するページがあるが、当該ページにおいて、同校の PTA 会長を含めた PTA 役員の名前は公開されておらず、その他、学外に向けて公開される機会もないとのことである。

当審査会において実施機関に確認したところ、半田農業高等学校の PTA 会長は、上部団体の役員ではなく、その氏名は同校ホームページ以外において公表されている情報ではないとのことである。

これらを踏まえ、当審査会で検討したところ、本件不開示部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、半田農業高等学校の PTA 会長は、保護者の中から選出されており、公務員等ではないことから、本件不開示部分は、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ したがって、本件不開示部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県立半田農業高等学校 PTA について

会計担当者への会計をお願いする文書・内容・委任状

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7. 5. 19	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 6. 16	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7. 11. 27	審査庁が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録を審査庁から受理
7. 12. 12 (第 718 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
8. 1. 22 (第 720 回審査会)	審議
8. 2. 25	答申